昭島市告示第２９５号

撤去自転車等の保管に関する告示

昭島市自転車等の放置防止等に関する条例（平成３年昭島市条例第27号）第12条第１項の規定に基づき別紙の自転車等を保管したので、同条第２項の規定により告示する。

なお、当該自転車等は、この告示日の翌日から起算して60日以内に、当該自転車等の利用者等から請求があれば、所定の手続に従い返還する。

令和　８年　11月　２日

昭島市長　臼　井　伸　介

第６号様式（第６条関係）

10/26　～　10/31

撤去自転車一覧表

撤去日	整理番号	防犯登録番号 撤去駅	撤去場所	車種 メーカー名 色	所有者氏名	所有者住所	処理経過		処理内容 処理日	備考
R8.10.26	410	無し その他一般	美堀町5-3-7	スポーツ車 水			防 ハ 告			車体番号 ZL2020119
R8.10.28	412	昭島Ｅ５５８８９ 中神駅 駅南口第一　⑤		軽快車 あずき			防 ハ 告			車体番号 GG4A54922
R8.10.29	413	福生Ｈ４９５３６ 拝島駅一般	阿部不動産前	軽快車 紺/銀			防 ハ 告			車体番号 SWH012976
R8.10.29	414	昭島Ｅ３０２７２ その他一般	中神町1361-5西	スポーツ車 黒			防 ハ 告			車体番号 STUDF12637
R8.10.30	415	青梅Ｄ７８８３４ 拝島駅 南口地下　⑳		スポーツ車 灰			防 ハ 告			車体番号 A23ALY3908
							防 ハ 告			
							防 ハ 告			
							防 ハ 告			
							防 ハ 告			
							防 ハ 告			